

防犯カメラの設置及び運用に関する ガイドライン

み や き 町

平成31年4月1日策定

令和3年4月1日改正

みやき町総務部総務課選挙・防災担当

〒849-0113 みやき町大字東尾737番地5

TEL 0942-89-1651 FAX 0942-89-1650

はじめに

1 ガイドラインを策定する目的

防犯カメラは、24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも役立つなど、安全で安心して暮らせるまちの実現に大きな役割を果たすものです。

一方で、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないように、十分留意することが必要です。

そのため、プライバシーの保護に留意しつつ、防犯カメラを適正に設置・運用することにより、犯罪を防止し、安全で安心して暮らせるまちの実現につながるよう、必要な事項を定めたガイドラインを作成しました。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

このガイドラインでいう防犯カメラとは、道路、公園、駐車場等その他不特定多数の方が利用する施設や場所のほか、個人が防犯カメラを設置する場合においても推奨（準用）し、犯罪の防止目的として、継続的に撮影しているカメラで画像記録装置を有するものをいいます。

3 防犯カメラで撮影された個人の画像の性格

防犯カメラで撮影された画像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当します。

防犯カメラの設置者は、このガイドラインのほか、設置者ごとに法律や条例で定められている個人情報保護制度により個人情報を取り扱うこととなります。

防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこととします。

2 撮影範囲等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによっては、プライバシーを侵害する恐れがあります。

そこで、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、設置台数を定めることが必要です。

特に個人で設置する場合には、不必要な私的空間が映り込まないように撮影区域を必要最小限の範囲となるよう留意してください。

3 防犯カメラを設置していることの表示

犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域又はその付近の見やすい場所に防犯カメラを設置していることを表示することが必要です。また、施設の名称等から設置者が明らかな場合を除き、設置者の名称を表示することが必要です。

個人が防犯カメラを設置する場合にあっては、撮影している事実を公表する義務は法的にはありませんが、防犯カメラを設置していることを表示することにより抑止効果の観点から、表示することを推奨します。

4 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定する必要があります。

5 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化が進み、画像のコピーや持ち出しが容易になっています。

そこで、画像の流出、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることが必要です。

- ①録画装置や記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスク等）がある場所に施錠をするなど、画像情報の持ち出しができないようにすること。
- ②画像を保存する場合には、記録した画像に加工はしないこと。
- ③画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間（目安として概ね1か月）とすること。
- ④保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去をすること。
- ⑤記録媒体を廃棄するときは、破砕または復元できない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状況にすること。また、廃棄の日時、方法等を記録しておくこと。

6 撮影された画像の提供の制限

町民のプライバシー保護のため、第三者への画像の閲覧及び提供は禁止します。ただし、次の場合は提供できるものとします。

- ①法令に基づく場合
※刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関からの照会や弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士会からの照会など
- ②人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
※行方不明者の安否確認など
- ③捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

※画像を提供する場合は、提供の必要性を十分に検討する必要があります。その際、提供先から身分証明書等の提出を求めるなど身元確認を行いましょう。

また、画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録しましょう。

7 苦情等への対応

防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速な対応が必要です。

設置・運用規程の策定

防犯カメラの設置者等は、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの設置・運用に関する基準を盛り込んだ設置・運用規程を定めることが必要です。策定に当たっては、別添の〈参考例〉を参考にしてください。（名称は、「設置規程」・「運用規程」といった表現でも問題はありません。）

おわりに

このガイドラインは、防犯カメラの活用とプライバシーの保護等との調和を図るため、配慮していただきたい必要最低限の事項をまとめたものです。

防犯カメラの設置者におかれましては、このガイドラインをもとに、それぞれの設置目的や利用形態に合わせて、必要な事項を追加するなど適正な設置運用に努めてください。